

令和4年10月27日

新潟労働局長  
吉野 彰一 殿

新潟地方最低賃金審議会長  
永井 雅人

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け新労発基0823第2号をもって諮問のあった  
標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達し  
たので答申する。

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域  
新潟県の区域

- 2 適用する使用者  
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電  
球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行  
う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管  
理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造  
業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）  
を営む使用者

- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具  
若しくは電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務
    - ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻  
印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、  
箱詰め又は包装の業務
    - ニ 運搬（動力によるものを除く。）、用務員、賄いの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間965円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生日  
法定どおり